

リッカートの真理論

九 鬼 一 人

(1) 一致説

リッカート哲学では、認識にあたって、価値という規矩へと差し向けられる。もちろん基本的に価値实在論の枠に収まるという意味では、一致説の結構をとっているが、判断行為に対する規矩として現われる価値は、超越論的な含意（客観を成立せしめる超越論的条件という含意）をもつ。(1)ではリールの实在論に接近したリッカート哲学の〈超越論的観念論＝経験的实在論〉的相貌を描き出すことにより、T文に依拠する一致説をリッカートに認め、それへのアプローチとする。

さて、リッカート哲学を一致説として跡づけるにあたり、Meerbote, R., 1995, S. 351-356の形式論的分析を援用しよう。まず価値尺度「超越的当為」¹に「一致」することで、構成される「経験的实在」の階梯を追跡する。そして科学分類論系列²の所知構成論は、前科学的世界に横たわる経験の

1 原型はフィヒテであろう。湯浅正彦からの引用を引いておく。「他方「現象」は、……作用を自己遂行する「根源的な自由」でもあって、この「自由」にとっては「現象」の〈一〉なる〈存在〉（＝「神の映像」）は、「当為」としての「法則」として現象する」（湯浅正彦, 2016, 107ページ）。

2 『認識の対象』系列での、以下の「所知構成論の階梯」と比較せよ。

1. 経験的に与えられた直観の多様（「知覚」）が有る。知覚表象〔の断片〕に「承認」を及ぼして、「所与性の範疇」を帰属させ、個々の【このもの】が成立する段階

沃野³を、視野に入れているとして、積極的に評価したい ((1) の議論は九鬼一人, 2015a, 「リッカート解釈の冒険」と重なるところがあるが、〈現実〉 = 「知覚」という論点が明確ではなかったので書き直した)。

1. [直観の多様] リッカートの分析の端緒を、個々の具体的な主観 i による、直観の多様 a についての肯定判断 (1) $U_i (Fa)$ によって表わすとする。リッカートにならうなら、主観 i は a を perceptio 知得する。このレベルでは、〈多様〉は、たんに「与えられたもの」として措定されているにすぎぬ。リッカートは、意識内容中、原初的な〈現実〉として〈多様〉を考えているのである。この「知覚」(もしくは直観)に即した〈現実〉は模写によってくみ尽くせない (Rickert, H., 1910 (←1899), Kap. V. 内容が〈現実〉的なものとされる。Vgl. GE3, S. 209.)。学問分類論にわたる批判に言及しつつ、ディルタイは、次のように生の前科学的〈現実〉を高く評価していた。「リッカートの現実科学とは歴史学のことであって (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 286: Gr1, S. 327からの引用)、それは、普遍的概念を扱う自然科学とちがっている。それゆえリッカートは自然科学を勝義の学問とはしな

(GE2, Kap. 5, II.)。リッカートの場合、非論理的質料〔本稿の言う所与ではない〕が想定されていたとも言われる (「純粹内容」Rickert, H., 1921, S. 53; 1924 (←1912), S. 13.)。判断によって形式を与えることで、【このもの】が構成される。

2. 【このもの】に「構成的範疇」(因果のカテゴリーはこの次元で働く)が帰属し、「現実」存在が構成される (『認識の対象』第二版 (1904年), Rickert, H., 1904, GE2, Kap. 5, III.)。GE2, Kap. 5, II/III. (第二版以降の諸版でも同様)では【このもの】以後的に「現実」存在を置いている。つまり【このもの】に「現実」(性)という形式、ならびに「構成的範疇」〔時間、空間、個別的因果性等の形式〕とが結合して、「現実」存在が構成される。「所与に客観的現実性の形式を与え、そうして客観的現実を構成する諸カテゴリーを、構成的範疇と名づける」(GE2, S. 211.)。

3. 「現実」存在に普遍的価値が関係して、特定の観点から内在的【客観】(因果的法則性による前科学的個体の制限は、限定的である)を概念媒介的に抽出する。「現実」存在から内在的【客観】が成立する段階 (GE2, Kap. 5, IV.) である。認識がなされるなら、多様からの改変 [= Umbildung] (GE2, S. 225-226)をこうむることになり、「現実」存在から遠くなる。「或るしかじかの法則に従っていること」は、認識のあり方に対応したものである。それゆえ、この認識のあり方の形式は「構成的範疇」と区別して「方法論的形式」と呼ばれる。

3. アヴェナリウスの影響については、Kraus, Ch. R., 2016, S. 63-72を見よ。とくにその精神物理学的投影概念について、『認識の対象』第一版 (1892年)で批判が向けられた。

かった」。ここで、

$$(1) U_i (\exists y) (y=a)$$

(1) が真のとき、 a の存在を表示すれば、(2) が成り立つ。

$$(2) (\exists x) \{(x=a) \& U_i (\exists y) (y=x)\}$$

(1) と (2) の双方は、 a という直観の多様が、存在判断（とはいえ、それは知覚判断にも及ばない判断以前の形象である）の要素となることを表現している。

2. [異質的連続] 以下は「異質性と連続性との結合」を説く、リッカーの『文化科学と自然科学』第二版のくだりである (Vgl. Gr1, S. 34/Gr2, S. 32.)。「連続は、それが同質なら即座に概念によって支配されるし、異質なものは、私たちがそれを截り出すとき、つまりその連続性を非連続性へと変化させるとき、理解される。こうして学問には、その途として二つの概念構成もまた、明らかとなる。私たちは、〈現実〉すべてに挿し込まれている異質的連続を、同質的連続か、もしくは異質的非連続に変形するのである」(Rickert, H., 1910 (←1899), S. 33.)。〔この箇所は——アヴェナリウスを承け——「模写説」に引き摺る『限界』第一版には見られない。構成を予期する『限界』第二版の論点である。〕

3. [構成の主観性] かくて構成の主観性が問われる。さらに Fy で規定される概念 F が述語として入ってくるならば、ごく単純な形でも次の知覚判断⁴の形式をとる。

$$(3) U_i (\exists y) (y=a \& Fy)$$

この判断が真である時、 a が感覚的な与件である道理によって、

$$(4) (\exists x) \{(x=a) \& Fx \& U_i (\exists y) (y=x \& Fy)\}$$

が成立する。(4) は、知覚判断を示している。知覚判断といえども (カ

4 「ただ主観的に妥当的である経験的判断は、これを私はたんなる知覚判断と称する。知覚判断は、いかなる純粹悟性概念をも必要とせず、思惟する主観における諸知覚の論理的連結を必要とするにすぎない」(Kant, I., Bd. IV, S. 298. =6: 250ページ。下線はゲシュペルト、太字はボールド体)。

ントのそれを思い浮かべればよいように) 内在的【客観】を目指すのである。この関係をメアボーテにならって、たんに「指示的關係」と名づけたい。この「關係」では判断者 i に言及しており、主観 i という条件のもとでのみ、たとえば a が青い、たとえ(漆黒の)暗闇において見えなくても青い、と判断(4)を下す。

(1) (2) が直観の多様にしか言及しないばかりか、(3) (4) のごとき知覚判断の域にとどまる。さらに進んで、これは青いものである、という青い【このもの】に関する判断は、

(5) $U_i (\exists y) (y = \text{dies Blaue})$

となる。このさい、判断はまだ「知覚判断」の域で推移しており、普遍妥当的判断を懐胎していない。

4. [普遍妥当的判断への移り行き]「現実」存在の〔判断の〕形式は、

(6) $U_i (\exists y) Fy$

となる。これを【このもの】ではなく、価値と一致した「である存在」に当てはめるのなら、「青いもの」という「現実」存在の判断は、

(7) $U_i (\exists y) (y \text{ ist blau.})$

となる。これは(3)の個体定項を個体変項に変え、青さという本質?にも言及している。つまり、「前科学的個体」概念を介して、「現実」存在の構成に参与している。〔直観の多様を〈現実〉と見なせる文脈も存在しうるが、物心に対応する水準に「現実」存在を位置づけたいと考える。〕

翻って最も単純な「指示的關係」は、以下の判断形式

(8) $U_i (\exists y) (y = \text{dies})$

によって示される。そして知覚ならざる^{アルファ} a について語る命題

(9) $(\exists x) (x = a)$

へと引き継がれてゆく。この生の経験的所与にわたる議論は、以下の引用を参照されたい (Vgl. Rickert, H., 1901, Gr1, S. 354-355: 1913b, Gr2, S. 316-317.)。

「私たちは、それゆえ、いかなる任意の事物ないし過程それぞれに相応しい個性は、その内容が現実と合致したかたちでは、その認識にも到達できないし獲得にも値しない。かくのごとき個性は、十全に規定された諸契機のなかから顔を出すものであるし、私たちにとって意義 [=Bedeutung] に溢れた〔科学的〕個体とは峻別する必要がある。この通俗的に考えられたものでしかない狭義の個体〔つまり「前科学的個体」〕を、普遍的類概念がそうでないがごとく〈現実〉ではなきこと、のみならず私たちの現実把握ないし前科学的概念構成の産物であることを、明確にしておかなくてはならない」。すなわちそれは〈現実〉ではなく、「現実」存在の構成契機となる「所与」である* (Rickert, H., 1905, S. 63. 前科学的概念構成については、Gr1, S. 379; Gr2, S. 342.)。

こうして「直観の多様」= 〈現実〉を最基底に置き、「前科学的個体」を所与として構成が進む。勝義の普遍妥当的判断へと上昇することで、相在たる「現実」存在が規定される。

まとめれば「科学が研究にたずさわる以前に、むしろいたるところで、すでに概念構成が生じており、把握と疎遠な〈現実〉ではなく、前科学的概念構成という産物を、科学は質料 [=本稿の言う所与] として見いだすのである」(Rickert, H., 1905, S. 62. 下線ゲシュペルト)。学的概念 a は、 i による「知覚」= 〈現実〉からは制作できぬ概念である。

学的概念 a に関連して、コウモリがソナーによって「かたちを聞く」ことは、逸脱現象なのだろうか、と問うてみよう。いや、私もそのことを、生態学的な説明の比喩によって、理解することが可能である。つまり比喩が「文法補完的」? に用いられているにすぎない。その意味で「世界をわれわれとはまったく異なった仕方を経験しているものの可能性」(村田純一, 1988, 47ページ) さえ認めうる。つまり「私の直接的経験から」の回り道した経験も想像できる。突拍子もつかない命題内容があるときでさえ、「私」による判断は下されること、つまり、「私」以上のものに〔実際、なることは不可能としても〕扮したとき、「私」の判断は真であると言われ

る。あたかも「意識一般」を扮した命題内容の「承認」⁵が、「私」には要請されるのである。そのさい「前科学的個体」は、*で見たように、一般化的方法／個別化的方法という学的概念構成の「所与」となる。学的概念構成は、そこで特殊な事物、出来事に普遍的価値を結合して（Rickert, H., 1905, S. 80.）、学的個体概念を構成する。

繰り返せば、「前科学的個体」は「所与」である。憶断を下せば、この「所与」は、学的「問いかけ」の第一次の対象である。とはいえ「所与」は、概念構成を介して形式とかわっている。けだしディルタイにおいても、「所与」とは「連関」に媒介されていたことと、リッカートは足並みをそろえているのだろう。まとめればリッカートの場合、「前科学的個体」の水準で、一致説が成立するのである。

Gabriel, G. & Schlotter, S., 2013, S. 31によれば、「真理の模写説を拒絶する点で、フレーゲと新カント主義者は帰一する。この立場に関連して、もちろんフレーゲの批判が一致説すべてに向けられたものでなかったことに、留意しておく必要がある。一致説は、それが定義的要求と結びついていなかざりでのみ、非難される。とはいえ、それが真理の確定作業にかかわる場合には、正当性をもっている。フレーゲ（フレーゲの文脈では訳語としてSinnに意義を当て、Bedeutungに意味を当てる。リッカートの文脈ではSinnに意味を当て、Bedeutungに意義を当てる）じしんは、さまざまところで、なにか「現実」存在について言明する思想の承認のために、意義 [= Sinn] 表現にすがるよう配向されることを示唆している。この見地にリッカートとの接点が存する。このことは、『認識の対象』において、リッカートがそれじたい存立する現物との模写としてまさしく一致という解釈を論駁するポイントを際立たせている。リッカートの超越論的観念論は一致説に抗するものではなく、ただ模写説に異を唱えているだけなのである（Vgl. Krijnen, Ch, 2001, S. 218.）」となる。

5 「私」が「私以上の役割」を扮するrole-takingを、ここでは「承認」と呼んでいる。

これは、〈カント哲学の一致説〉というプラウスのカント解釈に沿っている (Gabriel, G. & Schlotter, S., 2013, S. 25; Prauss, G., 1993, S. 164.)。もとよりプラウスのカント解釈は、模写説を公認したものではなく、一致という形式的基準を指摘したにすぎない (認識と悟性／理性の原則の一致)。かくてリッカートは (生の質料である知覚表象と、「現実」存在との対照は不可能な以上)、「現実」存在と表象との間で成り立つ模写説を、真理の定義として、もはや斥ける。リッカートの指摘したとおり、表象から「現実」存在へと遡及することは不可能 (循環) である。結局、一致関係は超越論的主観⁶内部の、規矩準拠的な「所与」と、思想 [=Gedanke] たる「超越的当為」との間に成り立つ (Vgl. Krijnen, Ch., 2013, S. 53.)。

ただしリッカートは、判断作用たる認識論的主観概念と対峙する、「超越的価値」たる「超越的当為」を考えた。「超越的当為」が主観と「相関的」であるとクライネンは言うが、これは、相関主義の存在論的含意 (エルンスト・ラース) を不当に「超越的当為」に適用した勇み足である (認識尺度を価値と見なすのは是としても、はたしてそれが、存在論的相関を含意するかどうかについては、態度留保しておく)。ラースに関連して九鬼一

6 こうした所知は「意識一般」に現出するのではないか。認識主観というものは、他者の判断意識をつうじて思考可能なものにかざられる (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 272.)。ところで内在的【客観】つまり自己の意識内容は、主観によって思考される。言い換えれば、それらはすべて、「意識」に対する内在的【客観】になる。この第三の主客対立での能知、「意識」は、第二の「主観〔心的主観 = 自己の意識内容を含む〕を、なほもう一度主観と客観とに分解」(GE1, S. 8/GE2, S. 13.) し、より狭くとしたものである。第三の主観項、〈意識作用〉を指示するのに、リッカートは第二の主観と紛らわしい「意識」 [=Bewusstsein] (GE1, S. 8/GE2, S. 13, usw.) という語を用いる。ここに、〈ディルタイ的「覚知」が作用と対象内容とを区別しなかったこと〉との、対比を見いだせる。

さらに限定して、判断主観を考えうる。この判断意識たる「意識一般」は、内在的【客観】になりうる表象主観と区別される。それは、個人的理論的自我をまるきり内在的【客観】だと考えたとしても、主観として残る (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 274. GE2, S. 144.)。フレーゲの一致説は一見、リッカートのそれと趣を異にしているかのようである。ウィットゲンシュタインの「論考」との関係で言えば、フレーゲはタルスキのT文を真理の基準とする一致説をとっていた。しかしフレーゲーリッカート間の対立は、リッカートの主観とすることで、〈超越論的観念論 = 経験的実在論〉的に解決できるだろう。

人, 2017b, 「価値のタイポロジー」で述べたが、実際、リッカートは、「超越的当為」について、「この三つの主観概念の定式化にさいして、超越的客観 [=認識の対象たる超越的当為] は、どの主観概念の必然的相関概念 [=Korrelatbegriff] のなかから、まるまる脱落している」⁷ (GE2, S. 26.) と言っている。一見、第二の主観と対立させられていた「超越的客観」は変貌をこうむる。というのも「以前に設けた客観に対する主観の第二の対立」(GE2, S. 26.) では「超越的客観」と〈意識内容として現われる私〉という「二つの客観概念」(GE2, S. 27.) を一緒にしていたからである。つまり「私の意識」にはすでにそもそも主観-客観-関係が含まれていた」(GE2, S. 27.) のである。要するに超越的客観 = 「超越的当為」は、第一の主観の必然的相関概念にもなりえないし、第二の主観の必然的相関概念にもなりえないし、はたまた第三の主観の必然的相関概念にもなりえない。主観「私の意識」に対峙するこの客観は、「物体 [=Körper] すべてを含めて、自分もしくは他人というすべての個人精神」(GE2, S. 26.) であり、[もう少し限定すれば] その内容ということになる。「このことを調べれば、三つの主観すべてには、すなわち精神物理的、心理的、認識論的主観には、内在的客観 [=immanentes Objekt] のみが必然的相関項 [=Korrelat] として正対する」(GE2, S. 27.)。こうして、最小^{ウムファンク}「範囲」(GE2, S. 23.) の「認識論的主観」(GE2, S. 26.) にとって概念対となる〈領域〉は、「内在的存在」(GE2, S. 26.) となる。——内在主義を下絵にしながらも——認識論的主観-内在的客観に成り立つ相関性と、内在的客観-「超越的当為」の対峙の関係とはちがっている。ただし、認識について、排中律が成り立つとリッカートは考える (GE2, S. 97.) から、そこに実在論的理解が入って

7 注：一. 一. 『認識の対象』第1版 (GE1)・第2版 (GE2) で共通している箇所は普通字体 (MS明朝) で表記する。

一. 一. 一. 原語の補足は大括弧 [] 内に = を記して注意を促す。

二. 一. 第1版のみで現われる箇所は中括弧 { } で括る。

二. 二. 第2版のみで現われる箇所は太字ゴチックで示す。

★ 第2版のみに現われ、ゲシュペルトになっている箇所は太字ゴチックに斜体で示す。

くる。そのため「超越的当為」は認識論的主観に対峙する規矩となり、後者の領域に「所与」が懐胎することになる。

(2) 承認説

(2) では、Gabriel, G. & Schlotter, S., 2013, S. 37にならい、(1) で見た一致説を、承認説と架橋しよう（リッカートは言っている。「すべての理論的判断は真理価値の承認を包含している」。Vgl. GE1, S. 89.）。そのさい、前節で述べたリッカートの「所与」が、実践的「承認」により追認されることを確かめる。ヴェーバーも語っているように、経験的研究では以下の含意が成り立つ。『……そのことから、文化科学的研究もまた、ある人には通用し、他の人には通用しない、というような、そうした意味で「主観的」な帰結しかもちえない、ということには、もちろんならない』（客観性, S. 183-184. = 訳書, 99ページ。下線ゲシュベルト）。学問として妥当性をもつかぎり、真理を欲する人（ヴィンデルバント）なら、妥当するよう私が信じている価値に、なんぴとたりとも「献身」 [= Hingabe]（ヴィンデルバント『真理への意志』）するよう促される。

リッカート、もしくは西南ドイツ学派での、普遍的真理の「承認」⁸・「献身」という〈実践〉は、自己以上の身分の判断をフィヒテ的に「承認」することである。とくにその容認／拒斥の感情についての着想は、フィヒテの道德論をお手本にしている。例えば彼においては当為に則して容認／拒斥が語られる（Fichte, J. G., 1977, (←1798-1799), GAI/5. S. 155.）。この両感情は二元対立性を示す（Fichte, J. G., 1977 (←1798-1799), GAI/5. S. 137.）。通説に従えば、西南ドイツ学派、なかんずくりッカートの認識論は、こうした基幹構図を下絵にしている、と言われる。例えばリッカートの、当時の心理学につづじる「明証感情」⁹は、『判断力批判』の影響下、

8 「正しい」場合、「真理の是認」「虚偽の拒斥」、「誤っている」場合、「真理の拒斥」「虚偽の是認」だが、中期以降の「拒斥」という論点は等閑に付す。

9 「当為の感情」 [= das Gefühl des Sollens] と呼ばれる（GE2, S. 119.）。Vgl. GE2, S. 115の判断と感情の結びつきを想起せよ。判断必然性の感情も参照のこと（Vgl. GE2, S.

フィヒテの情意的媒介を承けていると考えられる。これはマリオンによれば、フィヒテの1798、『道徳学の体系』に棹差している由 (Vgl. Heinz, M., 1995, S. 116–117.)。リッカートは「実践理性の優位」から「確信」 [= Überzeugung]¹⁰に説き及び、衝動に即応する感情的契機に焦点を結んだ (System der Sittenlehre § 15参照)。この「優位」に則して、知的良心を倫理のカテゴリーに組み入れた (Vgl. GE2, S. 234.)。

これらを鑑みて、承認という見地から判断の妥当を考えよう。判断とは、真理の「承認」という意味をもつ態度／振る舞い [= Verhalten] とされる。すなわち肯定判断「P」は、「Pだろうか」という仮想的な問いに対して、「P、その通り」と、「意識一般」による「承認」を提示するものである。リッカートは次のように言う。

「判断を問いに対する答えと見なすとき、真理という目的を考えに入れば必然的でイデアールな判断の構造が最もはっきりするだろう」 (GE2, S. 95.)。

実際に問いがなくとも、判断が行われることがあるが、そのような判断でも答えと同じことを遂行している。この「承認」という概念の含みとして、「意識一般」に寄り添うわけである。判断Pを下したならば、not-Pと「嘘」をつく可能性があるにもかかわらず、〈虚の判断〉の可能性を腹の中に呑み込むことで、認識を截り取るべきである。判断Pが承認されたならば、他の可能性を呑み込んでいる。このように捉えなおすとき、「意識一般」 (Rickert的主観R) のもと、role-takingに仮託した「承認」が浮かび上がる。

126.)。

意欲する人間にとっての義務意識の妥当は意志の決定に従っている。真理への意志 (ヴィンデルバント) が、知的良心の「承認」にとって必要となる所以である。すなわち認識は「事行」 [= Tathandlung] にもとづく。論理的自律の概念が、道徳的自律の概念に下属するものとして考えられている (Dilthey, W., 2004 (←nach 1904), S. 297.)。

- 10 ①評価的態度決定を「実践理性の優位」の観点から、たんなる観照 [= Betrachtung] とは捉えなかった。②感情は、真理が事実、存する基準となる。——これらは、フィヒテ的「確信」をかなめの位置に置いた結果である (Vgl. Heinz, M., 1995, S. 117–119.)。

(10) $U_R (\exists x) (x = a)$

(9) (本稿、4ページ)は、今の文脈では、(10)のように捉えられる。Rは「意識一般」である。復誦しておけば、「(前略) そうではなく、 $\{$ 、 $\}$ 認識論的觀念論は、首尾一貫して [= 第一版ではconsequent, 第二版ではkonsequent] 展開されれば主観中の個人的なものすべてが内在的客観であるから、個人的主観にとっての超越者〔第一版ではTranscendenz, 第二版ではTranszendenz〕がまさにはっきりとした拒斥にいたるなりゆきも、私たちは $\{$ ここから $\}$ さらばまた明確に見てとる」(GE1, S. 14-15/GE2, S. 28.) のである。注意すべきは、ここで普遍妥当的判断について、他者に言及することなく、超越論的主観(という形式)に託して語れることである。

「承認」ということに関連して、理論的に捉え返せば、「承認」は「無底」という他ない。つまり認識が妥当することは、「深淵／無底」を跳び越す一つの「決定」に依拠している。例えばハバーマスによるポパー批判を見てみよう。エンドクサたる基礎命題は、「私たちに直観的かつ無媒介的に、明証的に与えられていると〔ポパーは〕する」。ポパーによれば全称命題を反証する、「一つの観察結果を表現するこのような基礎命題に対しては、にもかかわらず相互主観的承認は強制されない。すなわち、この命題そのものが、その経験的吟味のためにこの命題が役立つべき法則仮説とまったく同じように」(ハバーマス・J著、城塚登／遠藤克彦訳、1979、181ページ) 無根拠である。ゆえに「ある基礎命題の容認が経験にあっても、十分に動機づけられているか否かについての決定が表明されねばならぬ」(ハバーマス・J著、城塚登／遠藤克彦訳、1979、183ページ)。ハバーマスが言うように、根拠なき「決定」ではあるものの、むしろ積極的にポパーの言う無根拠を認めたら、どうであろうか。事実判断も価値判断の一種である。そのさい、判断は無根拠であるがゆえに、命題内容を追認しているのだ、と。その「決定」に関連して、例えばイエーナ期のフィヒテの倫理学において、「理性一般」は、一様な仕方では顕現しえず、複数の「諸个体」のうち多様な仕方では顕現するがごときに思っていたる(『新方法による知識学』

(1796-1799)。中川明才, 2016, 46ページ参照)。もとより権利問題においては、自己の自立性と異他的な強制とは調和している(「……自我が自己を自由な者として思惟するとき、反省においてばかりでなく、行為においても自由でなければならぬ」という強制を、自我は自立性というみずからに固有の概念に依拠しつつ優先的に受容する……」中川明才, 2016, 52ページ。GA, I/5, S. 63.¹¹⁾ もの、多様な顕現は、他(非我)の媒介によって、さまざまな可能性に拓かれているだろう(豊富な機会集合の選好・後述)。

アンチノミーは、自分の「決定」によって断ち切らなくてはならない。つまり多様性/差異を抱えつつも、「意識一般」に仮託した「承認」で、打ち止めにするのである。とはいえ論理的には、なんら「決定」によって判断に付け加えられるものはない。ゆえにリッカートの判断行為には、普遍者に扮した態度/振る舞い [= Verhalten] たる、「承認」 $U_R(p)$ をかたどることができる。

理性的存在者が、自分のなした行為に対して責任を負うのは、他人の追及や強制によってではない。責任があるのは、当人が理性により適法的行為(義務に合った行為)をなすように命じられており、他人の権利行使の自由を侵害せぬよう、みずから則していたとき、つまり「決定」していたときである。「深淵/無底」の前で振る舞う[自己みずからに対する]促しは、実践理性に、にじり寄り「承認」 $U_R(p)$ に接続するのである。

11 『知識学の諸原理による道徳論の体系』(1798)における感性界中の、「[それが進むことによって自我が必ず[自然からの]独立にいたる系列]のごとき、有限的理性存在者の人倫的規定と名づける」自由への系列を想起せよ(GA, I/5, S. 141)。理性的存在者に内在し、彼を一定の行為へと規範的に方向づける道徳的なものは、その発現が必然的であるがゆえに自然的である。中川明才, 2016, 50ページの示唆に依拠すれば、「ごく端的かつ専らに、外的目的とはまるまる独立に、若干の心意が起ころう、それらを為すべきだという強制、しかも同様に端的かつ専らに、それらの心意を中止するよう、それらを差し控えるべきだという或る一つの強制」(訳文は九鬼による)は、あくまで「みずからに固有なGA, I/5, S. 63.] 自立性における自然的強制である(GA, I/5, S. 33.)。

[豊富な機会集合の選好]

すでに幾度か述べたことがある¹²が、新カント学派の「非厚生主義」（つまり効用ではなく、価値を追求する）は豊富な機会集合をもった「拡張された選択肢」を選好するという前提で、話を進める。ここで、機会集合に簡便（法）的heuristic記述を与えることを、「機会集合を括る」 [= “bundling opportunity sets”] と一般に呼ぼう。記述表現は内包的だから、Bedeutungに簡便（法）的記述を与えることによって、結局、その「サブ機会集合」を「括る」ことになる。ウィリアムズの例（兵器工場への就職忌避の選好に示される「非厚生主義的」態度）が示すように、「人生という選択肢の大海」においては、ときとして「豊富な機会集合」から選び出すよう促される。すなわち「豊富な機会集合」をもった「拡張された選択肢」が、「貧困な機会集合」をもったそれより選好されるのは、「機会集合を括って」意思決定するケースである。そこで簡便法によってまとめあげられた機会集合、約せば括られた機会集合を、一般に「括り」 [= boundling] と呼び、とくに、「厚生主義的」選好ならざるものによる「括り」を意味する場合は「豊富な括り」 [= affluent boundling] と表現しよう。

そこで「現実世界という選択肢の大海」に行為者が置かれたら、どういう選択をとるだろう。機会集合から得られる帰結が不確実なら、彼女／彼は「機会集合を括って」選ぶという便宜的態度を示すであろう。というのも選択肢が多様な現実世界では、そうした態度が有効だからである。行為者がどの「括り」から選択するかは、「選択肢の大海」という状況への、便宜的態度により制約されることだろう。たとえばサイモンは、組織管理において直面する三つの限界、能力・価値・知識のそれについて言及し（Simon, H. A., 1997, pp. 45-47 = 訳書, 65-68ページ）、「選択肢の大海」で機能する限定的合理性の概念を、つとに浮かび上がらせた。

のちにサイモンのあとを継ぎ、簡便法を探究したトヴァスキーは言っ

12 以下の記述は、九鬼一人, 2015b, 「非帰結主義の簡便法的解釈について」と部分的に、重複している。

いる。サイモンが編み出したモデルは、「おのおのの結果の効用に対する評価とか、同一尺度で論じられない属性の比較を無視している。それはすべての有効な選択肢の解明を要求しないし、非常に限定された計算可能性のみを要求している」（A・トヴァスキー他、1974、155ページ）、と。こうした情報処理能力に限界があるため、限定的合理性のかたちをとることだろう。そしてときには、満足のゆく程度の選択に自足し、——「厚生主義的」帰結計算を断念して、「非厚生主義的」価値観に即し「豊富な括り」から選ぶこともあろう。

「括り」という表現はいささか文学的だが、簡便（法）的な効果を参考とすることで、以下のごとき理論整備が見とおせる。例えばレストランの選択例において豊富な機会集合の選好では、メニューの少ない牛丼の吉野家より、泥の皿までずらっとメニューを並べた料理店で、泥の皿を食らう非合理的な選択肢を選ぶことになる。これは常識に反する。ここで「豊富な括り」という簡便（法）的見地を選好の要件として導入してみよう。いま「帰結」として得られる「泥の皿を食らう」Sinnが、面白くないものとして捉えられるならば、——明白な危険や問題を無視し、まるで存在しないかのように振る舞う傾向には限界があるから、——「括り」は、低価値と見なされる。つまり泥の皿を食らうという、その低価値で甘んじるのではないか。例えば「収容所での食事」という限定された（貧しい）「括り」中に、まずいこのコーリャン料理食、この冷や飯等のBedeutungがあるなら、泥の皿を食らうことは、「とんでもない拷問に甘んじる」Sinnをもつこととして「サブ機会集合」が括られるわけである。

さればこそ、逆に好都合なニュースを豊かにする比較対象を含んだ、「括り」を探すのではないか。例えば「豊富な括り」として、絵画、彫刻、文学、音楽、建築、スポーツの祭典である「初期近代オリンピック競技」のような場合、泥の皿を食らうことは「アートの実演としてパフォーマンスでやってみる」Sinnが帰属する「サブ機会集合」で括られ、それが生み出す「非厚生主義的」価値が、累積的にカウントされるよう（Bedeutungは一定で

あっても、) ——新たな記述表現で経験的信念が再記述される(「…の折には～ところである関係」¹³⁾)。そのさい「非帰結主義者」は、「豊かな括り」からの(泥の皿を食らう)帰結を選好するだろう。つまり「拡張された選択肢」の選好は、「豊かな括り」と相関的である。

現実世界が(いやいや泥の皿を食べざるをえないという)面白くないニュースのもとで推移するなら、行為者は明白な危険や問題を無視し、それらがまるで存在しないかのように振る舞う傾向には限界があることに思いいたる。しかし現実世界において、「豊富な括り」を設定できたら、好都合なニュースを伴った状況が多く見いだされるよう、遡言的に再記述して——例えば近代オリンピックの芸術競技のなかで、「泥の皿を食らう」(これに対応する事象のBedeutungをxとする)を、アートのパフォーマンスへと再記述する場合のごとく、「表現」の機会集合Aに当てはまる行為EA∩Exを生成させる。

これらを「拡張された選択肢」に適用する。

EA : Aが(全事象の中から; σ 集合族を仮定) 選ばれるという事象

Ex : xが(全事象の中から) 選ばれるという事象

x_A : xがAから選ばれるという事象 (つまり帰結xがAという属性をも

13 例えば次のような遡言的再記述を考えよ。朝、大学へと出発したつもりだったが、途中で気が変わり映画館へと一日中入り浸っていると。その場合、大学への出発は、映画館への出発へと再記述されて(それは合理化にかかわる)、遡及するのである。それに伴い、つまらぬ大学への出発から、楽しい映画館への出発へと高価値に変化する。ただし「映画館へ面白い映画を見に行く」という理由は、「映画館へ出発した」という出来事と別なことではない。理由は意図でなく、意図の対象である。つまり「映画へ出発する」という心的態度(=意図)の対象が実現したさい、「大学へと出発する」という行為に新しい記述を与える。理由が出来事に依存する以上、それは心的な出来事ではなく、意図という心的態度の対象と考えられる。デイヴィドソンなら、「映画館へ行きたくなった」(欲求)という原因で、再記述するのだと言うかもしれないが、それは理由の一部に過ぎず、むしろ「映画館で面白い映画を見よう」という理由の契機となるにすぎない。映画館へと変更した原因が「映画館へ行きたくなったこと」であるとしても、「映画館へ行くこと」は「映画館へ行きたくなったこと」とは再記述できない。欲求(原因)は、行為と別ものである以上、行為と連動する「記述」と決して重なることはない。再記述は因果的説明でなく、合理化の次元で推移している。鈴木雄大, 2016, 5-25ページを参考にした。

つこと)

$A(x)$: A に x が含まれる ($\exists x (x \in A)$) という事象

c を前につけるとその余事象、例えば、 $cA(x)$ は、 A に x が含まれない事象のBedeutung、を意味し、 x_cA は x が A の外から選ばれるという事象とする。

このとき、確率 $P(EA \cap Ex) = P(Ex | EA) P(EA)$

$P(Ex | EA) = P(x_A \cap A(x) | EA) + P(x_cA \cap A(x) | EA)$

$U(EA \cap Ex) = P(x_A \cap A(x) | EA) U((x_A \cap A(x)) + P(x_cA \cap A(x) | EA) U(x_cA \cap A(x))$

(U は広義の価値を表わす)

具体例を挙げれば、収容所よりメニューの豊富な近代オリンピックのごとき機会集合 A の個数が十分大きく、高 $U(x_A \cap A(x))$ が保証されているときだけ、高 $U(EA \cap Ex)$ が保たれる。というのも価値は、「サブ機会集合」の記述と独立でないからである (EA の記述が収容所の少ないメニューを前提とする記述、例えば「拷問に甘んじる」Sinnなら、同じBedeutungでも価値のマイナスは余りある)。これは「非厚生主義的」選好に他ならない。Bedeutungは、「アートの実演としてパフォーマンスでやってみる」と再表現され、その「サブ機会集合」で括られたなら、高価値でもありえよう¹⁴。

14 大学への出発から、映画館への出発への再記述を、高価値への変化を伴いながら、遡言的に生成せしめる (遡言的生成) のは、一種の「折には～ところである-関係」である。これはカテゴリー的には、「ある行為が引き起こした結果は、その行為の記述に反映され、その観点からの再記述を生み出す」という「行為記述の生成」の一亜種である (野矢茂樹, 2010a (←1999), 52ページ)。
「大学へ出発する」つもりだったのが、「映画館へ出発する」ように気が変わったなら、その出発は映画館へ出発へ変わり、「私は映画館へ出発する折には、大学へ出発するところであった」という記述が生成する。野矢の「おいて-関係」とはちがって、「…の折には～ところである-関係」では、矛盾した意図「映画館へ出発しよう」「大学へ出発しよう」を保持するし、「 A する折には B するところである」と言われるとき、 B は、よりタイムスパンの大きい A のエピソード (エピソードは、派生的文脈で自立的なSinnをもちうる) となっている。また「大学へ出発する」ことは、それを妨害することが、「映画館へ出発する」ことの妨害になるようなものではない (野矢茂樹, 2010a (←1999), 58-59ページは「おいて-関係」で部分の妨害は、全体の妨害になるとする。しかし「…の折には～ところである-関係」なら、北側にある「大学へ出発する」ことを妨害すれば、南側にある「映画館へ出発する」ことが妨げられるわけでない)。

面白くないニュースを度々せまられるなら、——例えば「泥の皿を食べて、拷問に甘んじる」場合のごとく、——明白な危険や問題を直視することによって、低価値の記述で括るであろう。

さて（例えば「自己評価中立性」のみを保持する）「非厚生主義者」において、「意識一般」Rが〈pと判断をすること〉を「承認」する $U_R(p)$ とすれば、後に述べる余剰説より $U_R(p) \Leftrightarrow p$ が成り立つ。——これを機会集合のアイデアと結びつける。——

Aをさまざまなことを語る機会集合とし、 $U_R(p)$ を真なることを語る帰結とすれば、なかんずく「非厚生主義的」な帰結の支持のもとでは、 $EA \cap EU_R(p) \Leftrightarrow U_R(p)$ 。このさい多くのことを語る可能性（多様な発話状況）を前提にして、真なることを語る「非厚生主義的」な価値 $U(EA \cap EU_R(p))$ が高くなるであろう。ところで、(九鬼一人, 2017a, 「リッカートの義務論的認識論—誠実性と自己決定の狭間から見えてくるもの—」で論じたところであるが、) リッカートには、カントのアンチノミー的要素が残留している。どの判断を下すかの段で、リッカートは、ビュリダンのロバのごとき逡巡にいたる。「迫害者から匿われている友人がいます」と当の迫害者へと、彼から匿われた者を差し出す代わりに、「身の上のかわいそうな友人がいます」と迫害者に言うのは、端的に「嘘」ではないのか。そもそも、テキストは、意味を確定できず、解釈にも完結がないことが、そのことを裏づける。「弁証論」のように、そうしたイマジネールな「嘘」・饒舌・逡巡を呑み込んで、ひとつの「声」を促すさいに、「承認」をせまる。実際、フィヒテのごとく¹⁵、「自我に対して端的に非我が反立される」『全

15 カントの統覚論にコミュニケーション論的な可能性を探るカウルバッハによれば、「超越論的私たち」は、「いずれの立場も再編成、先行者の批判、そして同時に対話のパートナーでもある先行者によって主張された諸立場の可能性とその誤謬の認識」(Kaulbach, W., 1968, S. 464. なお嘉目道人, 2016の研究成果を踏まえている) を含意したうえで成り立っている。もしくは『全知識学の基礎』で、良心に従うことには不安定さが残留しているから、判断者は豊富な認識の可能性(アンチノミー)へと拓かれるのである。それが良心の声=呼びかけのかたちをとる以上、カントのそれと同じく、明示的な強制力はもちえないであろう。

知識学の基礎』(1794/95年, 第二原則) という原則を維持すべく、例えば「バラは美しい」「バラは美しくない」の両者ともに理を認める人は、現実に「ある範囲のバラは美しく、また別のある範囲のバラは美しくない」というアンチノミー的状况を受け入れるであろう。純粋なアンチノミーの「定立」「反定立」が、言わば理念的な不可知のバラに対応するのに対して、両者に宙吊りにされた、アンチノミー的状况では、膨大な判断の可能性Aのなかに個々の判断が位置づけられる(瀬戸一夫, 2001, 第一章第三節)。このことをリッカートに引きつけて言えば、既知が自覚されつつも、他の条件を除外して截り取ることによって、認識が成立していることになる。言い換えれば同じ事態pに対する「承認」を、再記述可能ということである。例えば一度は、「バラは美しい」と「定立」した事態に、改めて闇夜の「(漆黒の)バラは美しくない」と「反定立」できるということである。

先に示唆したことからわかるように、判断を支える機会集合Aを豊富にしなければ、 $U(U_R(P))$ と正の相関をもつ $U(EA \cap EU_R(P))$ が有意にならない。対偶をとれば、 $(U_R(P)$ が真で) $U(EA \cap EU_R(P))$ が有意ならば、暗黙の裡に沈められた機会集合Aが豊富なときである。多くのことを語る可能性からPを截り取る = 「承認」 $U_R(P)$ するときにだけ、A中の $U_R(P)$ を、真なる判断の「承認」という高価値で再記述しうるのである。絶対的基準で真理を判定する人間の営為が、不完全な人間の判断に対する基準へ近似してゆく営みであるとすれば、これは高価値を期待しうるといふ、一致説の実用的な強みに依拠している(三浦俊彦, 2004, 55-57ページ)。かくのごとき「承認」の行為論的含意は、広い文脈ではヴィンデルバンツ／ヴェーバー的行為論と接合可能であるが、その行為論的・人間学的含意については、別な機会に論じたい。

数言補足しておけば、新カント学派の認識論は、その画期として判断を含めすべての人間事象を合理的行為モデルに繰り込んでいる。ここから自

由や、行為論の新しい可能性が拓ける余地がある¹⁶（フィヒテの宗教哲学

16 野矢茂樹編, 2010b, 『自由と行為の哲学』に準拠して、行為論に係る趨勢を瞥見しておこう。

まず基本的タームを導入しておけば「決定論と自由論の両立を主張するこうした考え方は、「両立論」と呼ばれる。それに対して、決定論と自由論は両立しないと考える立場は「非両立論」と呼ばれる」（野矢茂樹編, 2010b, 5ページ）。ただし、「非両立論」に立つ論者たちは、「選択可能性なき自由」（フランクファートのごとく、選択可能性を認めず、道徳的責任を説くような立場）にあえて甘んじないだろう。しかし「そうするしかない」のであれば、「自由にそうした」とは言えないから、フランクファートの議論は、自由の核心は選択可能性にあるという直観に、完全に抗しうるほど強いものではない（野矢茂樹編, 2010b, 11-12ページ参照）。ただし、フランクファートが機縁となつて、自由の主戦場は、行為者性にかかわる領域へと転換し、或る種の「両立論」（カント的な「柔らかい決定論」を含む）の道が開けた。そのさい問題となるのが、動因性の概念としての意志の捉え方である。

人間の行為にある独特な原因は意志と呼ばれるが、ウィットゲンシュタインの議論を待つまでもなく、ただ意志だけを取り上げる試みには困惑するしかない。だから行為を込みにして考えなくてはならない。ただし行為の理由こそが原因である、しかもその基本的理由を欲求・信念と考えるデイヴィドソンについて、私が語るべきことがらは少ない。人間が行為にもっている秩序を「実践的秩序」と呼ぶとすれば、「実践的秩序が因果的秩序に服さねばならないと考えた」デイヴィドソンには、与えられない。

それに対して、アンスコムによれば、実践的秩序は因果的秩序とは別ものに類す、と考えられた。アンスコムの議論は、意志を行為の原因とする考え方とは異なっている。アンスコムの戦略の中心をなすのは、原因と理由の区別である。つまり「行為を引き起こす原因たるなものではなく、行為そのもののあり方、行為の意味を問うのである」（野矢茂樹編, 2010b, 16ページ）。この見とおしのもとでアンスコムは『インテンション』以後、実践的推論の彫琢に従事した。

「まず私は目的を設定する。「目的—約束の時間（十二時）に遅刻しないこと」。そしてそのためにはどうすればよいかを考える。「目的地まで電車を利用して一時間かかる。十一時発の電車がある。だから、それに乗れば十二時に目的地に着く」。そこで私は十一時発の電車に乗る。ここにおいて、目的を掲げることは推論の前提と同じ身分をもたないとアンスコムは指摘する。こうした考慮において「推論」と呼ぶべきステップは、「目的地まで電車を利用して一時間かかるのであれば、十一時発の電車に乗ると十二時に目的地に着くことになる」という部分である。つまり、設定された目的とそこへ向けての具体的な実行を橋渡しするものが、実践的推論なのである」（野矢茂樹編, 2010b, 20ページ）。

かのごとく、実践的推論が理論的推論と同じ構造をもっているとすれば、デイヴィドソンの推論が欲求と信念から構成されている（欲求と信念が行為を因果的に引き起こす）のに対し、アンスコムの推論は、命題から構成されていることになる。つまり後者においては、設定された目的に向けての論理的推論が実践的推論ということになる。（ブラッドマンのように二階の欲求の統制的機能を認める）反因果論の立場では、実践的秩序を因果的なパターンとして捉えることを拒否し、それからは捉えられない秩序を探求するものと言えよう。

要するにここで問題なのは、「一方で意図的行為の評価、他方で意図的行為の説明」の区別である。「評価的関心が支配的な論考では、理由は非—心理学的に、かつ事

との関連。Vgl. Heinz, M., 1995, S. 121.)。

(3) 余剰説

「承認」というリッカートの意図をめぐって、フレーゲの立場に言及しよう。彼の考えは、今日にいたるまで解明されていない。そのため、思想史的な背景が、あまり論じられないできたが、すでに『算術の哲学』では、カント的な認識論の影響が見られる。[ただしアプリアリな算術を分析的なものとは見なす点ではカントと懸隔があったとしても。野本和幸, 2012, 38ページ等を参照せよ。] フレーゲはカント的構えで、当時のドイツ哲学の伝統を受け継いでいた（これとの関連ではGabriel, Gottfried, 1986, S. 84-101参照）。とくに数学の領域では、オットー・リープマンの恩恵を浴していた。ちなみにフレーゲは、ヴィンデルバントと同じく、多大な思想的遺産をロツツェから受け取っている。

以下、思想史内在的な叙述を補う。フレーゲでは、文の「意義」[= Sinn] = 「思想」[= Gedanke] とはレアルな心的存在者ではない。フレーゲは「それについて、そもそも真理かどうか問題になりうる或るもの」を「思想」と定義し (Frege, F. L. G., 1918-1919, 2, S. 60. = 4: 207ページ)、「疑問文の意義でありうるものの簡潔な表記が必要である。私はそれを思想と名づける」(Frege, F. L. G., 1918-1919, 1, S. 145. = 4: 239ページ)と言う。「思想とは外的世界の諸物でもなければ、表象でもない。第三領界が承認されねばならない」(Frege, F. L. G., 1918-1919, 2, S. 69. = 4: 219ページ)。例えば意味の第三領界は、フレーゲ・ボルツァーノ・マイノング・チザム・ポパー・トゥーゲンハットに認められる (Krijnen, Ch., 2001, S. 369-370.)。意識に

実的に理解される」。D'oro, G. & Sandis, C., 2013, pp. 1-6, cf. p. 4.. メレが指摘するように基本的理由は原因ではない以上、合理化は、因果的説明の一種ではないと考える。[基本的理由は状態だから、原因とすることはためらわれるし、傾向性であるとしても因果的説明の媒介項にすぎない。] これを承けて、「…の折には～ところである－関係」を、〈Bedeutungを基盤としてSinnの秩序を築きあげる〉記述の生成として、別の機会に論じる用意がある。

沿って、判断されることが「思想」の際立った特色である。ダメットから要約を引用する。

「名前の「意味Bedeutung = meaning」とはフレーゲの使い方ではその担い手、私たちがその名前を使ってそれについて語るところのその当のもの、である」（ダメット・M著、藤田晋吾訳、1986、71ページ。訳書とは異なりBedeutung, Sinnに即して訳語を当てた。以下訳文、引用者）。〔フレーゲは二つの固有名が同一の「意味Bedeutung」をもちつつ、「宵の明星」「明けの明星」のように異なる「意義Sinn = sense」をもちうることを示した。〕「同一の対象が二つの名前の共通の担い手なのであるが、ある対象が一方の名前の担い手として同定される基準と、それが他方の名前の担い手として同定される基準とは、同じでない」（ダメット・M著、藤田晋吾訳、1986、同箇所）。「同じ意味をもつ名前が相異なる意義をもちうる、ということ承認してはじめて、同一性言明が真にしてなお情報を持ちうるということの理由が理解できるのである。この区別を装備することによって、フレーゲは彼の概念という考案を明確にすることができた。彼は「概念」を、述語の意義ではなく、述語が指示するところの存在者に宛がうために使ったのである」（ダメット・M著、藤田晋吾訳、1986、同箇所）。

すなわち固有名の意義を知るとは、対象をその名前の意味として同定するための基準を知ることであり、述語の意義を知るとは、その対象について真偽を決定する基準を知ることである。

「私たちの記号から適正な仕方で構成されたすべての名前には、たんに意味のみならず、また一つの意義が帰せられる。真理値のこうした名前のおおのは、一つの意義、一つの思想を表現する。つまり、私たちの取り決めによって、その名前が、いかなる条件下で真を意味するのが、確定される。これらの名前の意義、すなわち思想とは、これらの条件が充足されているという思想である」（Frege, F. L. G., 1966 (←1893), sec. 32. S. 50, 下線強調 = 3: 141-142ページ）。

第三領界とは「承認」される意義の世界のことである。ここで改めて、リッカー1909年の「認識論の二途」で現われる「超越的意味」 [= Sinn] と、フレーゲの「意義 [= Sinn] の第三領界」もしくは「意味」 [= Bedeutung] にわたる論点を思い起こしていただきたい。

リッカートでは、「超越的価値¹⁷とは文章の意味〔引用者注：フレーゲ
と言えば意義〕である」から、「超越的価値は認識可能である」と見なし、
文章の「意味」の超越性を「超越論的論理学」によって打ち立てた。妥当
ノエシス学ではなくて、妥当ノエマ学は超越論的論理学に与る。超越論的
論理学は「超越的意味」を扱うので、「内在的意味」¹⁸と「超越的意味」の「狭
間」を問うことになる。リッカートは二種類の妥当要求を区別する (Krijnen,
Ch., 2001, S. 358.)。すなわち妥当要求は次の二つに分かたれる。「(a) た
んに「主観的に」欲せられている要求で、それをつうじて現実的な意志へ
の相関中、定められるもの。(b) 「客観的で」無条件的に妥当する要求」
(Rickert, H., 1928, S. 235-236. Vgl. Rickert, H., 1909, S. 187.)。前者が意味の
第三領界に該当し、後者が「超越的意味」に相当する。ただし「超越的意味」
と言っても、リッカートは形而上的に大なるものを導入したわけではない。
「客観的で」無条件的に妥当する要求の概念は、固有なかたちで決められる。
それは超越的当為 [=transzendentes Sollen, Rickert, H., 1909] のかたちで
現われる。

フレーゲにおいても Gabriel, G. & Schlotter, S., 2013, S. 33によれば、「承
認」とは、規範的価値概念である、と指摘されている。フレーゲの真理
値関数には、真理〔価〕値としての意味が付与されていた (Gabriel, G.
& Schlotter, S., 2013, S. 34.)。「主張力をもって発話される命題を理解して
いる人は、みずから真であると承認することをも同時にしているのです」

-
- 17 1. 超越的で、2. 価値的であり、かつ 3. それが理解できる (3. は自明な事実
である) ことによって保証できる。論決を要する 1. 2. の確定作業が超越的価値
の分析、つまり「超越論的論理学」の内容を成す。Schnädelbach, H., 1983, S. 201 =
233-234ページ。「意味」が価値的であることは「無意味」 [=Unsinn] と「反意味」
 [=Widersinn] という「意味」 [=Sinn] に対する、——たとえば「男性的」という
価値概念ならば、その否定概念として、たんに「男以外である」を意味するか、「男
らしくない」という反対の価値を表わすか、二つのケースがあるように——中立・
反対を考えられることは、フッサールにおける無意味・反意味を思えば叩き込まれる。
- 18 ラスクの行為論における主観的意味の方が、リッカートの第三領界の原像に近い。
それは、ヴェーバーの「思念された意味」と交わりが大きいだろう (Vgl. Lask, E.,
1923, S. 354.)。

(Frege, F. L. G., 1976, S. 127 = 6 : 220ページ) という具合に、真理の故郷が定められる。すなわち、価値哲学的含意が出てくるわけである。そのさい、ロツツェのごとく表象結合には、真理-非真理の区別がされた。ここでもフレーゲとの接点を確認することが可能である（「判断とは対立したもののあいだでの、選択である」。Frege, F. L. G., 1983, S. 201.）。また実践（倫理）とのかかわりもフレーゲは見てとっている (Frege, F. L. G., 1983, S. 4.)。したがって $\vdash A$ に関連して態度を論じうる。実践的態度 = 「承認／拒斥」をもった営みとして認識を考えることができるのではないか。これはちょうど、リッカートが個体概念を〈受け入れること〉になぞらえて理解できる。さらに認識の主観的要素と客観的要素とを止揚するリッカートは、フレーゲ (Krijnen, Ch., 2013, S. 45.) とともに、余剰説に近いスタンスをとった (Kubalica, T., 2012, S. 108-109¹⁹)。余剰説 (Ramsey, F. P., 1927, p.38.) より「 p は真である」の引用符除去ができることを、 p についての「承認」を p と同定に重ねたい。すなわち $U_R(p) \Leftrightarrow p$ と解する。この路線に沿って、判断の「承認」を、命題の妥当と解したい。

——以下、既発表の九鬼一人, 2015a, 「リッカート解釈の冒険——ディルタイのリッカート批判（全集二四巻）を手掛かりとして」にしたがって、「所与」に対する「決定」を「意識一般」の「承認」と捉え返し、ひいては、命題それじたいの妥当へと真理概念を引き渡す。表象作用／判断作用のような態度のあり方は、表象内容フェアハルトツングヴァイゼの差異から区別されなくてはならない。例えば態度／振る舞い [= Verhalten] といえはディルタイのそれが思い出される。全集24巻編者は序文S. XXIV.で、対象に対する主観の態度は生契機 [= Lebensfaktoren] であり、価値と出会うことを可能にするものである、としている (Vgl. Dilthey, W., 2004 (←nach1904), A: S. 36, C: S. 219.)。「感情的生は、客観的所与もしくは可能な、つまり想像で表象された状態ない

19 知覚される元来の客観と、表象によって模写された客観という、二つに客観は分裂すると考えられがちである。そのことにより、認識主観はひとつの客観と見なされることにより、主観列の無限系列を抱え込んでしまうことをリッカートは指摘した。

し対象への態度である」(Dilthey, W., 2004 (←nach1904), C: S. 220. 「精神科学の基礎づけに関する研究」、日本語版『デイルタイ全集』第4巻、66ページ)。これと足並みをそろえて、リッカートは、「それ〔判断作用／意志作用／感情作用〕は習熟した判断にも付随しており、しかも肯定ではなにかを認容つまり承認し、否定ではなにかを棄却するという、論理的Sinnとしては本質的なもの、すなわち「実践的」態度 [= “praktisches” Verhalten] をなす」(GE1, S. 57/GE2, S. 106. 太字は二版のみ。態度 [= Verhalten] についてはRickert, H., 1913a, S. 298, 「私たちの財に対する態度は、「活動」ないし「観照」のいずれかに規定されうる」参照。Vgl. 「関与」はRickert, H., 1905, S. 83, ein wertendes Verhältnisにも遡れる) としている。ただしそれらの作用に対する同一の内容にとって、すべての人の〔感情的な〕態度のあり方は、内容とは異質な余剰である (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 275.)。 「私たちは元来、思考というものを、その^{ライストンク}遂行から考察する」(Rickert, H., 1909, S. 191.) とはいえ、それは所与をただ承認するにすぎない。

もとよりデイルタイは、認識論的主観 = 「意識一般」が完遂不能な [= unvollziehbar] 課題概念 (Aufgabeとしての主観的形式) であって (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 274.)、判断主観を前提せずには、内在的【客観】とはなりえないとする。内在的【客観】とはならぬものを概念としてもつことは背理であろう (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 274.)。「意識一般」といえども一個の定在であり、個人的主観のうちに含まれるはずである (Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 274.)。ならばこの意識に内在しているのである以上、「意識一般」には「現存－規定」を授けるべきである (Vgl. Dilthey, W., 2004 (←nach1904), S. 291.)。

ここで、デイルタイ協会関西大会 (2015年) にてご質問を賜った森秀樹氏のコメントを挟んでおくことにしたい。「質問者 (森秀樹氏) は発表者 (九鬼一人) とは意見を異にする。リッカートの「態度」は「具体的な個人による「分節化」への (実践との関与における) 態度」(略) ではない

と考えている²⁰。もちろん、個別的な判断を下すのは「具体的な個人」であろうが、適切な判断を下すのは特定の条件に則った「個人」であり、「超越論的な主観」である（森氏へのコメントを欄外注に載せておく）²¹。森氏は「判断を下す主観」は一種の理念とし、「ある判断を下した具体的な個人」がその理念に相応しいと思われるとき、「認識論的主観」であると判断される」と述べておられる。九鬼は、具体的な個人が「超越論的な主観」という理念に相応しいか、どうかを判断するさい、なんらかの実質的な基準を示さざるをえないと考える。しかるにここでの「理念」は形式的な「超越論的な主観」であるし、第三の判断基準は無限背進せざるをえない。

森氏は続けられる。——「これに対して、リッカートによれば、「真理」

-
- 20 「認識の対象」系列：1）「感性の多様の混沌」、2）「構成的範疇」による「現実」存在の構成、3）「現実」存在から「客観」が構成される（略）。科学分類論系列：「最基底に〈現実〉という多様をおき、そこから〈現実〉ならざる概念が構成される議論」（略）。九鬼はこれら諸階梯の原基的なレベルでは「超越論的主観」による構成とするが、高次のそれは「個々の人格」による「現実」存在の構成に委ねられていると解する。もとより、その場合にあってさえ、個人は「超越論的な主観」に扮し、それを僭称するが、存在論的に判断主観は、ザッハリッヒに言って個人以外のなものでもない。
- 21 森氏——主観による「態度決定」が「たんなる表象結合」と「認識」とを区別すると言っても、このような判断を導いているのは、主観の個別的で主観的な作用ではなく、あくまでも、普遍的で客観的な（それゆえ、もはや実在的ではなく、むしろ、それを超越している）「価値」である（コメント：本稿はそうした観念論的なリッカート像を破壊し、超越論的観念論の経験的実在論的相貌を——ぎりぎりのところで「承認」概念を残すとはいえ——彫琢しようと試みてきた）。例えば、実在性という価値（コメント：実在性もしくは「現実」は価値概念ではない）を「承認」し、これにコミットしようとする者は、すべて、実在的なものと非実在的なものとを区別すべしという規範に従わざるをえない（コメント：超越論的観念論は経験的には実在と非実在の区別をするものであるが、実在としての価値は錯視である）。このような意味で実在性という価値（コメント：語義矛盾。リッカートの否定するところである）は客観性をもつと考えられる。むしろ、なにを実在と見なすかという点では議論の余地があるかもしれない。しかし、実在性の概念そのもの、すなわち、実在と非実在を区別すべしという価値そのものは否定されえないのである。このような「価値」に従うからこそ、主観の下す判断もまた客観的なものたりうる。判断を下す主観は主観的・個別的な条件に規定された経験的主観ではなく、それらの個別的な条件を捨象し、客観的な規範に従属する判断主観でなくてはならない（コメント：価値の実体視について、デリダは第三項排除を、かしましく唱えている）。

や「事実」は一種の理念である。したがって、表象結合には還元されえない。もちろん、各主観が「判断」できるということは、なんらかの所与に依拠して遂行されるものではある。例えば、明証的なものは「事実」である。しかし、証拠から推論されるものもまた「事実」である。さらに、「真理」には多様なあり方がありえる。それにもかかわらず、各種の「事実」があるのではなく、私たちは「事実」と「非事実」とを区別する生き方を選択しているのであり、これまでの「事実」の範例にもとづきつつも、将来、新たな「事実」のあり方が「産出」されることもあるであろう。そのようにして、「事実」や「真理」の内実は変容していくと考えられる。「事実」や「真理」は理念であり、価値であり、主観ないしシステムが産出する新たな秩序なのである」²²。

もとよりリッカートなら、普遍的(?)理念に即した判断主観に扮するというrole-taking²³を認めるだろう。そのさい、構成的規範として(森氏の指摘されるがごとく)リッカートのな真理価値は、機能するというわけで

22 森氏——例えば、因果関係は所与なのか?むしろ、生き方の問題ではないか?行為者の判断とは表象の世界に還元できない価値の世界ではないか?表象の世界では「事故」と「故意」は区別できない(コメント:歴史的リッカートは因果関係を客観による制約と考えていた。そのことは、同じくリッカートを受け継ぐヴェーバーの、因果帰属の客観的可能性が例証する)。

23 判断主体の位置づけについて。

リッカートのように判断を行為と捉えるならば、「決定」と称することもできるかもしれない。しかるにリッカートの言によれば、判断主体は「超越論的主観」=「意識一般」である。というのも、具体的個人では構成的権能を果たしえないからである。一、「超越論的主観」を唯名論的に解し、判断が普遍的であることの、権利的機能を負わせるという方途。唯名論に即するかぎり、シュミットの「決定〔断〕」のおそれを回避しえない。

二、「超越論的主観」を実念論的に解する方途。この場合、客観的観念論への傾きを否定できなくなる。歴史的リッカートは、フィヒテ主義をとるから、この途に近い。三、「超越論的主観」を一種の規範的権能をもったルールな心的部分と解する途。判断を行っている場合でも、それが誤っているのではないかと、限界を自覚した上で、あえて実践的に決定すれば(そこで構成的規範ということが効いてくる)、「超越的当為」が構成的に介入すると考えられる。

森秀樹氏の批判は、第三の可能性を示唆するものとして理解したい。そうすることで自律的認識論という、カント的相貌をリッカート哲学のなかに認めることができる。

ある。しかし「事実」選択の、〈整合性を旨す〉〈帰納のみちゆき〉でさえ、論理的に見れば循環を含んでいる。その一事に象徴されるように、規範と言っても論理的には底なしである。いみじくもハバーマスが実証主義論争で述べたように、決定もしくは「承認」は、基礎命題の〈根底〉をなす。それゆえリッカートの「承認」は、論理的には空転した評価的作用なのである。つまり判断の実践的意味は「承認」を及ぼすことで、フレーゲでいえば主張力 \vdash をもつ。「承認」という、循環構造を孕みつつ、「前科学的個体」という「所与」に態度をとる。とすれば内容を込みにした（知の体系でのコアの一致を想定した）全体主義的〈整合性〉が要諦となろう。

まとめれば、所与性の契機を、「前科学的個体」という「所与」に求めた。そして、リッカートの一種の「決定」、つまり「所与」がもつ効力を主張力と解する。他方、普遍妥当性は、付帯的な随伴現象にすぎない。かくのごとく「所与」と態度〔それは「承認」と連続的ではないか。〕とが織り合わさった生が、認識論の前に立ち上がるだろう。

学問が前科学的世界を遮断するということ、主観的価値に個別的に効力をもたせること、これらの限界は本稿の枠組みで解決を期待できると信じるが、大方の叱正を乞い、本論文ではペンディングにしておく。

〔結び〕

復誦しておこう。機会集合 A を豊富にしなければ、 $U(U_R(p))$ と正の相関をもつ $U(EA \cap EU_R(p))$ が有意にならない。対偶をとれば、 $(U_R(p))$ が真で $U(EA \cap EU_R(p))$ が有意ならば、判断を選択する可能な機会集合 A が豊富なときである。多くのことを語る可能性から切り取る = 「承認」すればこそ、たんに機会集合 A を語るということがら中の *Bedeutung* を、高価値の *Sinn* に再記述しうるのである。

しかるに他方、「超越的当為」は「超越的意味」=「超越的価値」を前提する。価値实在論が想定する形而上学的「現実」存在から、「超越的価値」の「妥当」を要求する主観的普遍性・誠実性の原則へと着眼点を変えな

くてはならない。擬-心理主義の域にあるヴィンデルバントから、その臨界を見据えた1910年代リッカートへの継承を〔かつて〕九鬼一人, 2017c, 「転移するロゴス」で裏づけた。

すなわちヴィンデルバントは規範と自然法則の関係を手掛かりに、価値基準「超越的当為」を探究した。彼がお手本にした考え方は規範と自然法則との並行論である。ひとは、自由であるからこそ、規範に背きうる (Windelband, W., 1919 (←1902), Bd. II, S. 300-301.)。このようにヴィンデルバントは、一方で規範を自然法則に模して捉えながら、他方で規範の当為必然性と法則必然性との並行関係を見いだした。

たしかに彼は絶対的な「超越的価値」について語る。がしかし、判断における「承認」の第一次的対象は表象結合であり、規範意識が解明しうるのは心理的理由に傾く。ヴィンデルバント経由では、リッカートに「超越的当為」の与る理由が導入された。「転移するロゴス」では、ヴィンデルバントの科学分類論に言及し、1900年代の新カント派がヘーゲル主義と心理主義の混沌をかたちづくっていたことを見た。新ヒューム主義の関連でとくに注目したのがエルンスト・ラーズである。1900年代のリッカートがラーズの共相関論と関係していることは、マンハイムにつながる思想史的盲点になっている。この系譜が「超越論的心理学」への系譜をなす。つまり理由となるリッカートの説明原理は、ヴィンデルバントから継承した観念論によって基幹構図が用意されたのである。

〔「転移するロゴス」で述べたことだが、〕その新カント学派が経験的实在論に転回するには、超越論的観念論に棹差す必要があった。たとえばリッカート認識論の構図を見てみよう。ヘルマン・ロツツェ流の妥当する「超越的価値」は、存在論的には客観項として主観と独立に存する。かたや主観項には、すべての意識内容を捨象した作用として「意識一般」がすえられる。それに対して客観項から、たとえば「雪は白くあるべし」というような、「雪は白いこと」という判断を促す「超越的当為」が顕われる (認識論的問題としての相関性)。それに応じて判断は、問いに模しうる〈主語表象と述語表象の結合態〉に答える行為である。こうして「意識一般」は「雪は白いこと」という实在の記述を構成し、ひいては「白い雪」

という「現実」存在を意識に帰属させるよう振る舞う。すなわち主観を圍繞する当為を媒体にした「現実」存在へのアプローチ、これが超越論的観念論の構えである。とくに本論文では現象学運動と連動した超越論的観念論を探究する一環として、1909-1921年にわたる中期リッカートを扱った。そして「超越的価値」が判断に与える規範的理由を、「価値」に即して解明し、その徴を「非厚生主義」に求めた。

約言すれば「超越的価値」というロゴスから心理的当為への転移が主題となる。つまり——「超越的価値」に対応する——任意の文について、それを理解するということは、その文が真と見なされるT文を知ることだから、判断は文（判断）の真理への態度である。ただし知識を真と見なす条件の追究は、決して完結することはない。というのも同一のXに関する〈垂訓〉は多様な余地を残すからである。そのさい選択原理として働くのは、個人が価値判断に即して価値の高みへと向かう行為としての、合理的な判断であろう。このことがらは別の文脈では、「厚生主義」とは異なる「価値合理性」を想定することに私たちを促すのである。

追記：本論文は、JSPS科研費15K02024の助成を受けたものである。

文献

- Dilthey, Wilhelm, 2004 (←nach1904), "Kritik des Erkenntnis- und Wertproblems bei H. Rickert und in der Phänomenologie", in: *Wilhelm, Dilthey: Gesammelte Schriften*, Stuttgart: B. G. Teubner/Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht., Bd. XXIV. S. 267-309.
- D'oro, G. & Sandis, C., 2013, "From Anti-causation to Causalism and Back: History of the Reason/Cause Debate"; in their (eds.), *Reasons and Causes : Causalism and Anti-Causalism in the Philosophy of Action*, New York :Palgrave Macmillan, pp. 7-48.
- ダメット・M著, 藤田晋吾訳, 1986, 『真理という謎』 勁草書房。
- Fichte, Johann Gottlieb, 1777 (←1798-1799), *Das System der Sittenlehre*, in; hrsg. von Reinhard Lauth und Hans Gliwitzky unter Mitwirkung von Hans Michael Baumgartner, Erich Fuchs, Kurt Hiller und Peter K. Schneider, *Fichte Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Werke 1798-1799*, Stuttgart-Bad Cannstatt: F. Frommann., Band 5. →略号GA, I/5
- Frege, F. L. Gottlob, 1918-1919, "Der Gedanke——eine logische Untersuchung", in; *Beiträge zur Philosophie des deutschen Idealismus*, im Auftrage der deutschen philosophischen Gesellschaft und unter Mitwirkung von Bruno Bauch ... [et al.]; hrsg. von Arthur Hoffmann und Horst Engert, Erfurt; Keyser, Bd2, S. 58-77 = 黒田亘・野本和幸編, 1999, 「思想——論理探究 [I]」『フレゲ著作集 第4巻 哲学論集』 勁草書房, 203-235ページ。

- Frege, F. L. Gottlob, 1918–1919, “Die Verneinung——eine logische Untersuchung”, in; *Beiträge zur Philosophie des deutschen Idealismus*, im Auftrage der deutschen philosophischen Gesellschaft und unter Mitwirkung von Bruno Bauch ... [et al.] ; hrsg. von Arthur Hoffmann und Horst Engert, Erfurt; Keyser, Bd1, S. 143–157 = 黒田亘・野本和幸編, 1999, 「否定——論理探究 [II]」『フレゲ著作集 第4巻 哲学論集』勁草書房, 237–262ページ。
- Frege, F. L. Gottlob, 1966 (← 1893), *Grundgesetze der Arithmetik, I. Begriffsschriftlich abgeleitet von G. Frege* (Olms paperbacks, Bd. 32), G. Olms; Hildesheim. = 野本和幸編, 2000, 『フレゲ著作集 第3巻 算術の基本法則』勁草書房。
- Frege, F. L. Gottlob, 1976, hrsg. von Gabriel, G., Hermes, H., Kambartel, F., Thiel, Ch., Veraart, A., *Wissenschaftlicher Briefwechsel*, Hamburg: Felix Meiner. = 野本和幸編, 2002, 『フレゲ著作集 第6巻 書簡集 付「日記」』勁草書房。
- Frege, F. L. Gottlob, 1983, 2. Aufl. *Nachgelassene Schriften*, hrsg. von Hermes H., Kambartel, F., Kaulbach, F., Hamburg: Felix Meiner.
- Gabriel, Gottfried, 1986, “Frege als Neukantianer”, *Kant-Studien*. Bd. 77, S. 84–101.
- Gabriel, Gottfried, & Schlotter, Sven, 2013, “Von der Abbild-zur Anerkennungstheorie der Wahrheit: Frege im Neukantianismus”, in: Kubalica, T. (hrsg.), *Bild, Abbild und Wahrheit : von der Gegenwart des Neukantianismus, Studien und Materialien zum Neukantianismus*, Königshausen & Neumann, Bd. 30, S. 23–39.
- ユルゲン・ハバーマス著, 城塚登／遠藤克彦訳, 1979, 「分析科学的理論と弁証法」アドルノ／ポパー他著『社会科学の論理——ドイツ社会学における実証主義論争』河出書房新社, 161–197ページ。
- Heinz, Marion, 1997, “Die Fichte-Rezeption in der Südwestdeutschen Schule des Neukantianismus”, in; hrsg. von Schrader, W. H., *Fichte im 20. Jahrhundert. 200 Jahre Wissenschaftslehre—Die Philosophie Johann Gottlieb Fichtes*, S. 109–129.
- Kant, Immanuel, 1911 (← 1783), *Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, die als Wissenschaft wird auftreten können*, in; hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, *Kant's gesammelte Schriften*, Berlin: G. Reimer, Bd. IV. S. 253–384 = 2006, 久呉高之訳, 『プロレゴメナ』, 岩波カント全集, 第6巻, 181–371ページ。
- Kaulbach, Wolfgang, 1968, *Reflexive Letzbegründung*, Freiburg/München: Karl Alber.
- Kraus, Chiara. R., 2016, “Richard Avenarius’ Einfluss in der ersten Ausgabe von *Der Gegenstand der Erkenntnis*”, in: Donise, A. /Giugliano, A. /Massimilla, E. (hrsg.), *Methodologie, Erkenntnistheorie, Wertphilosophie, Heinrich Rickert und seine Zeit, Studien und Materialien zum Neukantianismus*, Würzburg: Königshausen & Neumann, Bd. 37, S. 63–72.
- Krijnen, Christian, 2001, *Nachmetaphysischer Sinn, Ein problemgeschichte und systematische Studie zu den Prinzipien der Wertphilosophie Heinrich Rickerts*, Studien und Materialien zum Neukantianismus, Würzburg: Königshausen & Neumann, Bd. 16.
- Krijnen, Christian, 2013, “Vom Abbild zum Begriff, Wahrheit als Übereinstimmung des Denkens mit sich”, in: Kubalica, T. (hrsg.), *Bild, Abbild und Wahrheit: von der Gegenwart des Neukantianismus, Studien und Materialien zum Neukantianismus*, Würzburg: Königshausen & Neumann, Bd. 30, S. 41–58.
- Kubalica, Tomsz, 2012, “Die Abbildtheorie bei Rickert und Cassirer”, in; Krijnen, Ch., Noras, A. J. (hrsg.), *Marburg versus Südwestdeutschland—Philosophische Differenzen zwischen den beiden Hauptschulen des Neukantianismus, Studien und Materialien zum Neukantianismus*, Würzburg: Königshausen & Neumann, Bd. 28, S. 97–114.
- 九鬼一人, 2015a, 「リッカート解釈の冒険——ディルタイのリッカート批判 (全集二四巻) を手掛かりとして」日本ディルタイ協会『ディルタイ研究』第26号, 34–55ページ。

- 九鬼一人, 2015b, 「非帰結主義の簡便法的解釈について」『科学哲学』第47巻2号, 69-85ページ。
- 九鬼一人, 2017a, 「リッカートの義務論的認識論—誠実性と自己決定の狭間から見えてくるもの—」カント研究会にて2017/3/11に発表。http://www.osu.ac.jp/~kazuto/transcendentes_sollen_version8.pdf
- 九鬼一人, 2017b, 「価値のタイポロジー—超越的当為の定位」『岡山商大論叢』第53巻第1号, 1-25ページ。
- 九鬼一人, 2017c, 「新カント学派の遺産・転移するロゴス」researchmapに投稿。
- Lask, Emil, 1923, "Gibt es, 'einen Primat der praktischen Vernunft' in der Logik?", in; hrsg. von Herrigel, E., *Emil Lask Gesammelte Schriften*, BdI, S. 347-356, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Meerbote, Ralf R., 1995, "Rickerts Auseinandersetzung mit dem Riehlschen Realismus", *Kant-Studien*, Bd. 86. S. 351-356.
- 三浦俊彦, 2004, 『心理パラドクス』二見書房。
- 村田純一, 1988, 「実在論の新たな根拠? —ギブソンの生態学的実在論を手掛かりとして」『昭和62年度科学研究費成果報告書—実在論と反実在論』45-55ページ。
- 中川明才, 2016, 「フィヒテの実践哲学における「道徳的自然」」『理想』No.697, 43-54ページ。
- 野本和幸, 2012, 『フレーゲ哲学の全貌 論理主義と意味論の原型』勁草書房。
- 野矢茂樹, 2010a (←1999), 『哲学航海日誌』中公文庫, 第Ⅱ巻。
- 野矢茂樹編, 2010b, 『自由と行為の哲学』春秋社。
- Prauss, Gerold, 1993, 3. unveränderte Aufl., *Einführung in die Erkenntnistheorie*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Ramsey, Frank P., 1927, "Facts and Propositions", *Aristotelian Society Supplementary*, Vol.7, pp. 153-170.
- Rickert, Heinrich, 1892, *Der Gegenstand der Erkenntnis: ein Beitrag zum Problem der philosophischen Transzendenz*, Tübingen: J. C. B. Mohr. →略号GE1
- Rickert, Heinrich, 1896-1902, 1. Aufl., *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung, eine logische Einleitung in die historischen Wissenschaften*, Tübingen: J. C. B. Mohr. →略号Gr1
- Rickert, Heinrich, 1904, 2. Aufl., *Der Gegenstand der Erkenntnis, Einführung in die Transzendentalphilosophie*, Tübingen: J. C. B. Mohr. →略号GE2
- Rickert, Heinrich, 1905, 1 Aufl., "Geschichtsphilosophie", in; hrsg. von Windelband, W., *Die Philosophie im Beginn des 20 Jahrhunderts, Festschrift für Kuno Fischer*, Heidelberg: Carl Winter's Universitätsbuchhandlung, S. 51-135.
- Rickert, Heinrich, 1910 (←1899), 2. umgearbeitete und vermehrte Aufl., *Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Rickert, Heinrich, 1913a, 2. Aufl., *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung, eine logische Einleitung in die historischen Wissenschaften*, Tübingen: J. C. B. Mohr. →略号Gr2
- Rickert, Heinrich, 1913b, "Vom System der Werte", in: *Logos*, Bd. 4, S. 295-327.
- Rickert, Heinrich, 1921, *System der Philosophie, Erster Teil: Allgemeine Grundlegung der Philosophie*, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Rickert, Heinrich, 1924 (←1912), 2. umg. Aufl., *Das Eine, die Einheit und die Eins. bemerkungen zur Logik des Zahlbegriffs*. Tübingen: J. C. B. Mohr.
- 瀬戸一夫, 2001, 『無根拠への挑戦 フィヒテの自我哲学』せりか書房。
- Simon, Herbert A., 1997, 4. ed. *Administrative behavior: A study of decision making processes in administrative organizations*, New York: The Free Press. =ハーバート・A・サイモン著,

- 二村敏子他訳, 2009, 『経営行動—経営組織における意思決定過程の研究』ダイヤモンド社。
- 鈴木雄大, 2016, 「行為の反因果説の復興」『科学哲学』, Vol. 49-2, 5-25ページ。
- トヴァスキー・A他著, 小野茂監訳, 1974, 『数理心理学序説』新曜社。
- Weber, Max, 1922, nach der ersten vollst. Ausgabe, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Weber, Max, 1973 [1922] (←1904), 4. Aufl., Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen: J. C. B. Mohr, S. 146-214 = 富永祐治／立野保男訳／折原浩補訳, 2007, 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫。
- Windelband, W., 1919 (←1902), “Das Heilige”, in: *Präudien: Aufsätze und Reden zur Philosophie und ihre Geschichte*, Tübingen: J. C. B. Mohr, Bd. II, S. 295-332.
- 湯浅正彦, 2016, 「「統覚の演繹」について—後期知識学におけるカント哲学への対応の一面—」『理想』, No.697, 106-118ページ。
- 嘉目道人, 2016, 「水面下のフィヒテ主義——「非正統的」カント解釈から超越論的語用論へ」『理想』, No.697, 29-42ページ。